

◆◆◆ 『利用権設定の各筆明細書』の記入上の注意点 ◆◆◆

提出期限	締切りは毎月20日となりますので、ご注意ください。(締切日が土日祝祭日の場合は、翌開庁日となります。)
署名	<p>貸手(土地の所有者)・借手(耕作する方)は必ず、それぞれが自筆で署名・押印してください。</p> <p>※所有者が死亡もしくは署名が困難な場合…代表する届出者 ※共有地の場合(複数の所有者がいる場合)…代表者1名が届出者</p> <p>貸手が届出者の場合は、 <u>『宣誓書』の添付が必要</u>です。</p> <p>◎昨今、未相続農地、市外在住所有者との契約についてトラブルが多く見受けられます。<u>宣誓書は必ず提出してください。</u></p>
住所	<p>住所は、<u>居住している現住所</u>をご記入ください。(市外在住者の方など、実家の住所ではなく、必ず現住所をご記入ください。)</p> <p>※総会議決後、成立通知を送付しますので、必ず届く住所をご記入ください。</p>
面積	面積は、 <u>登記面積</u> (㎡)をご記入ください。水張り面積ではありませんのでご注意ください。
利用権の種類	有償の場合は『 <u>賃借権</u> 』、無償の場合は『 <u>使用貸借</u> 』に○をしてください。
始期	<p>総会(締切日の翌月の10日前後)で審議するため、始期は、締切月の翌々月1日以降となります。</p> <p>(例:令和5年4月20日までに提出した場合、始期は令和5年6月1日。令和5年5月20日までに提出した場合、始期は令和5年7月1日。)</p>
存続期間(終期)	存続期間は1年以上とし、終期の終わりは、なるべく月の末日でお願いします。
賃借料	<p>具体的にご記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃借権の場合…1反あたり〇〇〇〇円。1反あたり玄米〇kg。○筆で、〇〇〇〇円。○筆で、玄米〇kg。 など 使用貸借権の場合…無償

※地元農業委員の署名は、不要になりました。